平成２６年（フ）第５２号
栃木県足利市利保町１丁目40番地26
債務者　武田　歳和
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富岡　規雄
4　破産債権の届出期間　平成26年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月５日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第５３号
栃木県足利市利保町１丁目40番地26
債務者　武田由貴江
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富岡　規雄
4　破産債権の届出期間　平成26年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月５日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第８６４号
千葉県成田市三里塚277番地３
債務者　星野　通明
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝島　広子
4　破産債権の届出期間　平成26年７月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月９日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３２号
群馬県北群馬郡吉岡町大字上野田1329番地469
債務者　上野　　範
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　　忍
4　破産債権の届出期間　平成26年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月10日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１５５号
静岡県浜松市中区十軒町281番地の１　レオパレス弥栄106号
債務者　河原　僚次
1　決定年月日時　平成26年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤澤　智実
4　破産債権の届出期間　平成26年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月９日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第９４号
千葉県白井市南山３丁目12番８号
債務者　小沼　親明
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　常木　康昭
4　破産債権の届出期間　平成26年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第９５号
千葉県白井市南山３丁目12番８号
債務者　小沼　暁美
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　常木　康昭
4　破産債権の届出期間　平成26年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１４７号
川崎市幸区塚越２丁目292番地
債務者　本多　将希
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　篤志
4　破産債権の届出期間　平成26年７月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月11日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１９１号
栃木県宇都宮市一ノ沢町263番地13　エルディム山口103号室、前住所栃木県宇都宮市下栗町2900番地13
債務者　海老原健一
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　裕一
4　破産債権の届出期間　平成26年７月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月12日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２１７号
栃木県宇都宮市御幸町64番地１　コーポクレサンテーム502、前住所茨城県土浦市右籾2450番地211
債務者　岩﨑　行高
1　決定年月日時　平成26年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　　淳
4　破産債権の届出期間　平成26年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第８８２号
横浜市青葉区奈良町2913番地　奈良北団地４棟310号
債務者　遠藤　正雄
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　常磐　重雄
4　破産債権の届出期間　平成26年７月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月16日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４６号
神戸市西区丸塚１丁目24番５―104号
債務者　橋本　貴仙
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　有美
4　破産債権の届出期間　平成26年８月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月９日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１２２号
北海道亀田郡七飯町字峠下417番地の３
債務者　内村　正治
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１６６号
函館市高丘町41番23号
債務者　竹田　　一
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１７６９号
大阪市中央区高津３丁目５番11号201
債務者　松田　純子
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部